

令和6年度

事業概要

健康局

目 次

I	健康局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和6年度 主要事業の概要	4

I 健康局の概要

1. 局長 花田 裕之
2. 局の職員数 365人（令和6年4月19日現在）
3. 令和6年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	1,358,466	5 衛生費	32,877,470
18 国庫支出金	2,985,480	13 教育費	1,094,490
19 県支出金	150,190		
20 財産収入	13,190		
21 寄附金	68,128		
22 繰入金	7,719		
24 諸収入	8,421,064		
25 市債	4,806,000		
歳入合計	17,810,237	歳出合計	33,971,960

(2) 介護保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	40,365	3 地域支援事業費	176,586
2 国庫支出金	65,051		
3 県支出金	32,448		
4 支払基金交付金	5,874		
5 繰入金	32,848		
歳入合計	176,586	歳出合計	176,586

Ⅱ 組織と事務分掌

<p>政策課</p> <p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市K O B Eの推進に関すること。</p>	<p>(9)公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。 (10)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (11)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (12)保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (13)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。</p> <p><口腔保健支援センター>（3） (1)歯科口腔保健に関すること。</p>
<p>地域医療課</p> <p>(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。</p>	<p>医務薬務課</p> <p>(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。 (6)食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (7)栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>食品衛生課</p> <p>(1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>	<p>食品衛生課</p> <p>(1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。</p>
<p>環境衛生課</p> <p>(1)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>以下4類事業所 動物管理センター</p>	<p>環境衛生課</p> <p>(1)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>以下4類事業所 動物管理センター ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。</p>
<p>斎園管理課</p> <p>(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地及び埋葬等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p><墓園管理センター>（3） (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。</p> <p>以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所</p> <p><斎場管理センター>（3） (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。</p> <p>以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場</p>	<p>家庭支援課</p> <p><母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関すること（母子保健事業に限る。）。 ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。</p>
<p>保健所①</p> <p>保健課</p> <p>(1)保健事業の企画、推進、調整及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)健康危機管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)歯科口腔保健に関すること。 (5)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (7)結核及び感染症に関すること。 (8)予防接種及び健康被害に関すること。</p>	<p>衛生監視事務所（2）</p> <p>(1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>健康科学研究所（2）</p> <p>(1)衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 (2)衛生に関する試験及び検査に関すること。</p> <p>食品衛生検査所（2）</p> <p>(1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>

Ⅱ 組織と事務分掌

(2)食品の試験及び検査に関すること。
食肉衛生検査所（２）
(1)食肉の試験及び検査に関すること。 (2)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
精神保健福祉センター②
(1)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)神戸いのち大切プランに関すること。 (3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。 (4)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
保健センター（２） 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西〕
(1)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)医務及び薬務に関すること。 (4)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。 (5)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 (6)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。 (7)結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。 (8)結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること。 (9)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。 (10)公害（アスベストを含む。）に関すること。
※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。
保健福祉部 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕
保健福祉課
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保健福祉課〔北〕
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保健福祉課〔須磨〕
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

Ⅲ 令和6年度 主要事業の概要

市民の生命・健康と安全を守るため、令和6年度は、医療提供体制の確保、健康寿命の延伸、精神保健福祉対策の強化、感染症への対応、超高齢化に伴う多死社会への対応、くらしの安心を守る施策等を展開します。

【医療提供体制の確保】

1. 地域医療の確保

【地域医療課】

(1) 救急医療体制の確保

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

また、急な病気やケガをした際に、病院受診の判断に迷う場面で看護師からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センターこうべ（#7119）」を共同運営します（芦屋市に加え、令和6年1月より姫路市も参画）。

(2) 小児初期救急医療体制の充実

神戸こども初期急病センター（中央区）や西部休日急病診療所（西区）に加え、新たに済生会兵庫県病院内に開設した「北部小児初期急病センター（済生会兵庫県病院）」の運営を支援し、北区の小児の休日・夜間の初期救急医療について充実を図ります。

(3) 災害時医療体制の強化

災害時の救急医療を担う「災害対応病院」について、現在の6病院に加え、新たに5病院を指定することで、全区に設置し、災害拠点病院（4病院：県指定）とともに災害医療体制を強化します。さらに、災害時の救急医療拠点としての機能を強化するため、医薬品や医療資材等の備蓄品確保に加えて、非常時の電源確保に必要な燃料費等の確保を支援するとともに、衛星通信回線の導入により、災害時における市と災害対応病院との情報連絡手段を確保します。

(4) 北神地域の急性期医療の充実

三田市民病院と済生会兵庫県病院が再編統合して新統合病院を整備するにあたり、財政支援等を行うことにより、北神地域の急性期医療の充実を図ります。

また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

2. 市民病院の運営

【地域医療課】

市民の生命と健康を守るため、質の高い医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療等を安定的に提供するとともに、市民の健康増進と医療の発展に貢献するため、治験・臨床研究のさらなる推進を図ります。

また、「新西市民病院整備基本計画」を踏まえ、新西市民病院の整備に取り組みます。

令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制を踏まえ、医師をはじめとする職員の働き方改革をより一層推進するとともに、AIが脳画像やCT、内視鏡などの画像診断の鑑別・識別の支援を行うシステムを運用し、診療の質の向上を図るなど、DXを推進します。

3. 看護大学の運営・看護人材の確保

【地域医療課】

市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与するため、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）等により、さらなる受験者数の増加及び市内就職率の向上を行い、市内医療機関等への優秀な看護人材の確保と育成を図ります。

【健康寿命の延伸】

1. 健康づくり支援

(1) 歯科口腔保健対策

【保健課】

①フッ化物洗口・塗布の実施

むし歯予防に効果的なフッ化物洗口・塗布について、モデル校となる小学校において実施し、令和7年度以降の全市展開に向けて効果検証を行います。

また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

②オーラルフレイル対策

65・75歳の市民に対し、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを行い、口腔機能の回復につなげるとともに、より効果的な事業展開に向けて効果検証を行います。

(2) データを活用した健康寿命の延伸・健康格差の縮小

【保健課・政策課】

健診や医療・介護レセプト等のデータ活用により、ハイリスク者に対する個別支援を行い、効果的な疾病予防やフレイル予防に取り組みます。また、学術機関と連携し、地域毎の健康課題を分析（地域診断）するとともに、健康課題に対する事業等の取り組みを行い、健康寿命の延伸を目指します。

(3) 心疾患患者等の再入院の防止

【地域医療課・保健課】

心疾患患者・呼吸器疾患患者を対象に、急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型のリハビリテーションプログラムを構築・運用するため、医療・福祉関係者などで設立した「キュア神戸」において、クラウドを活用した医療・介護事業者間での情報共有や、相互連携の推進を目的とした専門職の研修を実施します。

また、市民病院と連携し、健康ライフプラザを活用して、心疾患等の急性期治療終了後、リハビリ治療を必要としない方で在宅復帰した虚弱状態の方に対する運動支援事業を新たに試験実施します。

(4) 食を通じた健康支援

【保健課】

生活習慣病予防および重症化予防を目的とした市民の食習慣・行動変容に向けた健康づくり事業や、食育ポータルサイト「こうべ食フレ！」での情報発信等により、ライフステージに応じた切れ目のない食を通じた健康支援に取り組みます。

2. がん対策の推進

【保健課】

(1) がん検診の実施

5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）検診を実施し、40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等による受診勧奨を行います。

また、市が実施するがん検診として、新たに口腔がん検診を実施するほか、特に子宮頸がん対策として、予防のための子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種と早期発見・早期治療のためのがん検診の周知・啓発を一体的に行います。

（２）がん患者の治療と社会参加等の両立支援

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上及び経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化への不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。がん患者のための就労支援講演会の実施等、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

（３）子宮頸がん対策【一部再掲】

子宮頸がん予防ワクチン接種については、新たに定期予防接種の対象となる小学6年生の女子に対して個別通知を行い、接種を推進します。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期予防接種の機会を逃した世代に対する無料接種及び、定期予防接種の対象年齢を過ぎて、令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた方に対する接種費用の償還払いを行います。

子宮頸がん検診については、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン配付等によるがん検診の受診勧奨を行います。

4. 予防接種の実施

【保健課】

子育て世代の経済的負担軽減のため、小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。

また、罹患による重症化を防止するため、高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの接種費用を一部助成します。さらに、令和6年度は、帯状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成します。

小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成するほか、妊婦の罹患による出生児の先天性風疹症候群（CRS）を予防するため、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を実施します。

5. 難病対策

【保健課】

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する341疾病（令和6年4月1日時点）について医療費を助成するほか、「難病相談支援センター」において、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行います。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

【精神保健福祉対策の強化】

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進

【保健課・精神保健福祉センター】

（1）多職種アウトリーチによる早期支援

未治療者や治療中断者など地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、受診支援、障害福祉サービスの導入や定期的な見守り等、対象者の状態に応じた支援を行うため、保健所に設置した精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種による専門的な支援を行うチームを区へ派遣し、きめ細やかな訪問対応を行う等、重症化予防のため早期支援を積極的に行います。

（2）退院促進支援による地域移行の推進

精神科病院と行政がさらに連携を進めるための窓口となる退院促進支援コーディネーターを配置するとともに、市内精神科病院に従事する病院職員に対して、地域移行や生活を継続するための障害福祉サービス等の知識の提供や、入院患者に対して、精神科病院への入院経験等自らの経験をもとに具体的なアドバイスができるピアサポーターを活用した交流機会の提供を行う等、積極的な退院促進の支援を行い、地域への移行を推進します。

2. 自殺防止対策の強化

【保健課・精神保健福祉センター】

（1）自殺未遂者対策の強化

全自殺者のうち約4割に自殺未遂歴があることから、自殺未遂者が搬送される救急医療機関と連携し、臨床心理士等が自殺未遂者及びその家族を訪問し面接を行うことで、入院中から継続した支援体制を整えるとともに、救急医療現場における職員向けの支援技術向上のための研修の実施により、自殺再企図を防ぎます。

（2）相談体制の確保

自殺対策として、専門職がこころの悩みを抱える方の相談を受ける「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するとともに、労働問題をはじめ様々な問題の早期解決への支援や心理面の支援のため対面による「くらしとこころの総合相談会」を実施します。

また、休日も電話相談を行っている社会福祉法人「いのちの電話」に対する補助を行います。

3. 依存症対策等の強化

【保健課・精神保健福祉センター】

依存症からの回復には、周囲の依存症に関する正しい理解と関わり方が重要になることから、依存症当事者の家族に対して依存症への正しい知識や接し方などを学ぶ「依存症家族プログラム」を新たに実施するなど、家族への支援を強化します。

また、依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、神戸市精神保健福祉センターにおける専門医相談を実施するとともに、オーバードーズ相談専用電話を新たに設置し専門相談につなげます。

さらに、スマートフォンの長時間使用による健康リスクについて啓発を行います。

【感染症への対応】

1. 感染症の予防及びまん延の防止

【保健課】

今後の新興感染症も含めた対策の強化として、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえて策定した感染症予防計画に基づき、初動対応時に必要な个人防护具や消毒薬等の備蓄の拡充を行うとともに、平時より健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、感染症による健康危機発生時の業務内容、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定める「健康危機対処マニュアル」を策定します。

また、感染症発生を早期探知、早期対応するための「感染症神戸モデル」の取組みとして、平時より行政が学校園や社会福祉施設等の巡回訪問や施設職員への研修を実施することで行政と地域のネットワークを強化し今後の感染症の発生及びまん延に備えます。

【超高齢化による多死社会への対応】

1. 人生会議（ACP）の普及・啓発

【地域医療課】

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、患者・家族と医療・介護従事者等があらかじめ繰り返し話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、医療・介護従事者向けの研修会の開催等により普及・啓発を行います。

2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応

【斎園管理課】

墓地に対する市民の意識やニーズが変化している状況を受け、開催した有識者会議の意見を踏まえ、セーフティーネットとしての墓の提供を行います。

（1）お墓に対する意識・ニーズの変化、墓じまい・無縁化増加への対応

子や孫に承継を前提としない墓地への需要に対応するため、鶴越墓園内に期限付き墓地を整備します。

また、自然回帰志向に対応するため、樹林葬墓地の整備を進めるとともに、寺院等民間における里山型樹木葬の新規許可を再開します。

あわせて、市立墓園・墓地において、無縁墓調査を実施し、適正管理に取り組みます。

（2）家族・承継者の有無や経済状況等に関わらず葬られる機会の提供

頼れる身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢者に対して、自身の葬儀や納骨先などへの不安を解消するため、生前の葬儀予約・納骨予約の手続きを市が支援する「エンディングプラン・サポート」を実施します。

【くらしの安心を守る】

1. 食等の安全・安心の確保

【食品衛生課・環境衛生課】

食品の安全性と市民の食品に対する安心を確保するため、飲食店・市場・食品工場・販売店や食肉センター等に対する監視指導・相談・検査のほか、食品関係業者や市民向けの食品衛生講習会等により食中毒の予防・啓発を行います。

また、公衆浴場・旅館・理容所・美容所等の施設に対する監視指導・検査による環境衛生の確保や、飼い犬の登録・予防注射の啓発等による狂犬病発生の防止、ペットの適正飼育に関する普及啓発等に取り組めます。

2. 健康科学研究所における健康危機管理

【健康科学研究所】

市民の安全・安心を守るため、保健衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、感染症や食中毒などの健康危機事案に関する検査・研究や、感染症法に基づく病原体検査及び食品衛生や環境衛生に資する行政検査を行います。

3. 銭湯の利用促進

【環境衛生課】

一般公衆浴場の入浴料金の値上げ分（統制料金 450 円→490 円）について、市民の方が値上げ前の価格で利用することが出来るよう、令和5年度に引き続き、激変緩和措置を行います。

18 歳～30 歳の市民を対象に実施したデジタルスタンプラリーの結果を踏まえ、対象年齢を18 歳～49 歳に拡大し、銭湯利用の少ない世代の利用を促進することで、銭湯の活性化を図ります。また、地域子育て入浴割引、及び老朽化した設備の改修助成制度も実施します。

4. 動物愛護の推進

【環境衛生課】

人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向けた犬猫の譲渡会や犬のしつけ方教室を実施します。さらに、動物を介して人の健康に寄与するアニマルセラピーや、防災フェスタ、動物愛護サマースクールを実施するなど、共生センターのさらなる魅力向上を図り、市民の動物愛護意識の醸成に繋がります。